

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 42 2013年3月5日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判】

☆対栃木県知事・3ダム訴訟・控訴審

(平成23年(行コ)第169号) 東京高裁第4民事部

今後の期日は 2013年3月11日(月) 13:10~14:10

5月16日(木) 15:00~16:00

「裁判所を説得したものが勝ちだが、今まで被控訴人は何をしていたのか」

と被控訴人代理人を問い詰める裁判長—控訴審1月21日の進行協議の状況

大木一俊弁護士による《栃木・3ダム訴訟報告》

- 1 東京高等裁判所第4民事部・弁論準備
2013年1月21日午後3時~3時20分・16階ラウンドテーブル
- 2 出席者
裁判所—小池裕裁判長・浅見左陪席
控訴人側—大木、高橋、若狭、浅木、服部(以上代理人)、嶋津、高橋比呂志(控訴人)
被控訴人側—谷田、平野、船田、白井、外指定代理人4名
- 3 内容
 - (1) 提出書面等
控訴人ら
控訴人ら提出の準備書面7(思川開発事業の利水問題に関する原判決の判断の誤り)及び同8(ハツ場ダム貯水域の地すべりの危険性に関する準備書面)陳述、甲B203~208を取り調べる。
現行モデルの検証の準備書面について提出しないことに決めたので、控訴人らの主張としては一応これで終了。
被控訴人
書面の提出はなし。
 - (2) 今後の予定
被控訴人
浅見主任から、「今日までに、これまでの控訴人らの主張に対する反論の書面が出るはずなのに出不いのはどうしてか?」と聞かれたのに対し、谷田代理人が「そんな認識はなかった。3月中旬

に反論の書面を出すよう準備している。」と回答したところ、いや、同主任から、今日までにできるだけの反論の書面は出すことになっており、次回の3月11日までは反論を完了することになっていたはずであると確認された。

また、浅見主任から、「反論しないことのリスクは当然負うものとしても、反論の書面中には、今回の準備書面8に対する反論も含まれるのでしょうか。」と念を押されたが、谷田代理人が「いやその予定はない。」と答えたため、同主任から、判断基準が「違法性が一見明らか」とか「看過できない違法性」とかという主張になるにせよ、どうして「明らか」あるいは「看過できない」と言えるかは内容に関わることなので、反論が必要ではないかといった趣旨のだめ押しをされた。それでも、被控訴人らが、前向きに検討するといった趣旨の回答をしなかった。

このやりとりを聞いていた裁判長が割って入り、「治水についても判断基準とは別に内容的な反論をすと言っているが、今回の地すべりの危険性についても同列のものなので、その限りでは反論が必要ではないかということである。」と整理するとともに、厳しい口調で、「期日の入れ方からして、被控訴人は今回できるだけ反論をし、次回3月11日までに反論を終えることを予定したものである。これだけの人数が来て何もしないまま期日終えるのは実にもったいないことである。裁判所としても、充実した弁論を持つには事前に書面を提出してもらい、それを読んで期日に望みたいと思っている。政権が変わって公共事業についての扱いも変化する中での判決はそれなりに影響があるので、司法としてきちんとした判断をしたいと思っている。できれば15分くらいのプレゼンテーションをお願いしたいと思っている。裁判所を説得したものが勝ちだが、今まで被控訴人は、何をしていたのか。」等と言って被控訴人代理人を問い詰めた。

谷田代理人が「何も検討しなかったわけではない。」旨弁明したところ、裁判長から「どんな検討をしていたのか要旨を述べて欲しい。」言われ、谷田主任はあわてて2～3枚の書面を取り出し、検討の概要を説明した。

裁判長もこの被控訴人の対応を了解したのか、最初は2週間前までに出すように言っていた被控訴人の反論の書面を「2月末まででよいので、必ず出すように。」と言ってやりとりを終えた。

したがって、2月末までに被控訴人の反論の書面が出ることになった。

そこで、次々回の5月16日は、弁論期日とするかとの打診があったが、控訴人らの再反論もあり得るので、とりあえずは、弁論準備ということになった。

なお、控訴人らについても、次回までに、東京訴訟の関証人の尋問調書を証拠提出することになった。

(3) その他のやりとり

浅見主任

東京訴訟の判決期日は決まったのか？

控訴人

3月29日午後1時30分に決まった。

浅見主任

他の訴訟の進行は？

ここと同様の進行状況になっている。ここは3ダムを対象としているので原審の判決が一番遅かったが、他とほぼ同様の進行になっているので、その意味では高裁になってからはこの進行が一番早いことになる。

(4) 今後の日程

次回弁論準備期日は3月11日(月)午後1時10分、次々回は5月16日(木)午後3時で変わらず。

訴訟報告は以上

栃木県公共事業評価委員会

地下水依存率削減計画にお墨付きを与えた

公共事業評価委員会・傍聴記 その1

高橋 比呂志

■栃木県公共事業評価委員会は「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討(案)」を妥当と決定した

2013年2月18日開催の第4回の栃木県公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)の会議を県庁で傍聴しました。ただし、採決の場面は非公開でした。傍聴者は、ムダなダムをストップさせる栃木の会(思川開発事業を考える流域の会)の4人のみでした。

思川開発事業に参画する栃木県は、水道用水供給事業の認可を得ていないため、「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討(案)」を策定し、認可に代わるものとして国に提出し、国の進める思川開発事業の検証作業を乗り切ろうとしています。

栃木県公共事業評価実施要領によれば、この計画は事前評価の対象となり、パブリック・コメント制度実施要綱に基づき、県民から意見を聴取するものとされています。

県は、昨年11月14日に検討(案)を委員会に説明し、その後パブリックコメントを実施し、若干の修正をただけで、今回ほぼ同じ検討(案)を委員会に提示し、委員会は検討(案)が妥当であるとの意見書を知事に提出しました。

■検討(案)のどこが不当か

検討(案)は、県南の2市3町(栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町)の上水道においてどのような被害があるのか、あるいは将来発生するのか、水源転換によってどの程度被害を軽減できるのか、のほか、事業費も事業期間も最終目標年度も表流水確保の方法も取水地点も示していません。計画の全体像が分からなければその是非を判断できないので、地下水依存率だけを抜き出して計画目標とすることは不当です。

地下水依存率40%という目標の科学的な根拠を示さないことも不当です。地下水依存率と水道供給の安全性・安定性の関係は科学的に説明できる話ですから、科学的根拠を示さないことは不当です。

■パブリック・コメント制度実施要綱に違反している

栃木県パブリック・コメント制度実施要綱によれば、パブリックコメントとは、県が計画等を策定する過程において、県民から広く意見を求め、提出された意見を計画等に反映させる手続で、「公正の確保と透明性の向上」「県民の参加」が目的です。

検討(案)について昨年12月26日まで実施されたパブリックコメントには、21人が応募し、県の案に賛成意見は2人だけで、19人は反対意見でした。

県は、提出意見の9割に及ぶ反対意見を県は採用せず、不採用の理由も明確に示しません。これでは「県民の意見を計画等に反映させ」たことにはなりません。

「主な御意見に対する県の考え方」を見ると、県は、居直りや無視や論理のすり替えをしているだけで、反対意見が間違っていることを論証していません。

例えば、県が「地盤沈下が危惧されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくない」とするので、私は「地盤沈下は沈静化している上に、対象地域の水源転換予定水量は全揚水量のうちのごくわずかな量なので、水源転換をしても効果がない」という意見を書いたのに、県は、「今回の検討は、地盤沈下防止の直接的な対策を目的としたものではない」と居直る始末です。

今回のパブリックコメントは、パブリック・コメント制度実施要綱に違反しています。

■公共事業評価委員会は公共事業評価実施要領に違反している

委員会の委員は次の9人で、当日2人が欠席でした。

浅野 健志（栃木県経済同友会副代表幹事）、加藤 幸子（栃木県女性団体連絡協議会事務局長）、田坂 聡明（宇都宮大学農学部教授）、田村 孝浩（宇都宮大学農学部准教）、中島 章典（宇都宮大学大学院教授）、根本 智子（弁護士）、松村 啓子（宇都宮大学教育学部准教授）、室 恵子（足利工業大学工学部教授）、築瀬 範彦（足利工業大学工学部教授） ※委員長は、中島 章典氏。

事前評価を実施する際には、事業内容、事業予定期間、事業費等を記載した「自己評価書」を県が作成することになっていますが、今回作成されていません。

事前評価を行う際の視点は、(1)事業の必要性、(2)事業の適時性、(3)事業の適地性、(4)事業手法の適切性、(5)事業により予想される効果及び影響 (6)事業コスト縮減等の可能性、とされていますが、委員会がそれらをどう判断したのかも不明です。

報道では、県は、表流水の確保方法は「思川開発事業以外にも可能性を検討していく」としており、特定していないので、手法の適切性が判断できるわけがありません。

また、「事業により予想される効果及び影響」も「事業コスト」も検討（案）に示されていないのですから、それらを判断できるわけがありません。

■委員会は、是非を判断しようがない計画を妥当と判断しました。誠に不可解です。

県が提出意見の9割を無視したことについて、委員から意見がありませんでした。

審議の内容は、「地下水依存率が高いことがよくないことをもって県民に広報すべきだ」といった的外れな意見が出たり、群馬県の地盤沈下の推移のグラフを見せられて水源転換をしたことの効果だと思込まれたりして、委員が問題を正當に理解しているとは思えませんでした。

委員会は、「（案に）不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申又は助言を行う」ことになっていますが、職責を果たしていません。

公共事業評価実施要領には、パブリック・コメント制度実施要綱に基づいたパブリックコメントをやれと書いてあるのにやらないのですから、今回の評価は違法です。

「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討(案)」

パフコメ募集に応じて意見を出したのですが・・・

公共事業評価委員会・傍聴記 その2

葛谷 理子

国土交通省関東地方整備局と水資源機構による「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」においては、栃木県が水需要も水利用計画もないまま、南摩ダム建設に参画していることが問題となっています。このため検討の場の進行が滞り、下流県からは早く建設をとせつつかれ、事業主体からは事業計画の出ていないことが再三指摘されました。

栃木県は苦し紛れに県南地域の水道が地下水に大きく依存しているところに突破口を見出そうとし、**県南関係市町（栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）の水道の地下水依存率が100%なので、これを20年後の平成42年に40%まで引き下げる計画案**を作り、地下水依存率引き下げのために南摩ダムの水を利用するという論法を考えました。思川開発事業の利水では元々県南の地盤沈下対策として広域水道を整備するという考えがあったようですが、近年は地盤沈下が沈静化し、表流水に頼る必要はなくなっています。幻の広域水道整備計画を20年後くらいには立てられる？と見込んで、現状をなんとか乗り切ろうとしているのでしょう。窮余の策として県南地域での地下水の問題を引き出しの奥からでも引っ張り出してきたと思われれます。

このため「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討(案)」なるものを作り、**関係市町長からの意見を聴取すると同時に、形式的に一般県民からの意見を求めるパフコメを実施**しました。ムダなダムをストップさせる栃木の会からも、会員からも多数の意見が出されましたが、残念ながらほとんど考慮されず、ほとんど無視されたようです。

パフコメで出された県民の意見は一顧だにされず

なぜそう考えるかという理由を以下に述べます。

- ① 2月18日に開かれた栃木県公共事業評価委員会(委員9名中7名出席)においてこの検討(案)のパブコメ結果が公表されましたが、意見全文55ページ中20ページ(FAXで出された意見と思われる)は**ページ全体が黒くてほとんど読めない状態**でした。県のHPでも読めない状況のままアップされ、あたかも検討(案)に反対の意見に嫌がらせをした、としか思えないようなひどいものでした。傍聴人から抗議をした後、急いでマシン印刷のものとし差し替えられたのです。コピーを重ねたため黒くなったと言い訳していました。
- ② 委員会では県側からの説明と質疑のあと、**傍聴人を閉め出し、そそくさと「この(案)を妥当と認める」との結論(意見書)を出した**ようです。委員に配られた資料の印刷状態を繰り返し尋ねましたが、各委員には委員会の1週間前に全ての意見を資料として提供したということなので、読める状態のものだった、との回答でした。結論は最初からきまっていたでしょう。
- ③ 意見は21名(1団体を含む)から提出されたのですが、そのうち検討(案)を多少でも考慮している意見はわずか2名でした。そのうちの1名は、「いざというときの備えがないと不安なので、県の考えたバランスがよいのかはよく分からないが徐々に様子を見ながら転換していくのがよいと思う」、もう1名は「人口や産業が集積している県南地域の水道水源が地下水だけに依存しているのは不安なので、将来何かの理由で地下水が使用できなくなった場合の代替水源は必要だと思う」というものでした。21名(全55ページ)中19名(53ページ)の意見が無視されました。
- ④ パブコメの意見に対する県の考え方は恣意的なものです。
検討(案)の基本方針、水利権、需要推計等についてパブコメ意見に対する県の考え方が記載されていますが、指摘にまともに答えておらず、たとえば《水道の広域事業を進めるに当たっては今後関係市町の要請を踏まえ、事業計画の策定等について協議調整していきます》
《地下水は重要な水源であることに変わりはなく、今回の基本方針に基づき有効かつ適切に利用していきます》などと、単に県の主張を繰り返しているに過ぎません。**これではパブコメを「実施した」というアリバイを作っただけ**です。
- ⑤ 関係地方公共団体の長からの意見聴取について
2市、3町の長からの意見聴取はパブコメの期間とほぼ同じ頃に行われたようです。出された意見は、岩舟町長(近々栃木市と合併予定)が賛同すると言っているのみで、残りは全て意見はない、異議なし、といった消極的賛意の表明でした。意見聴取にあたり、費用負担に関する説明があったとは思われません。費用負担を考えずに表流水に切り替えるなど常識では考えられないことです(以下、原文の通り)。
栃木市長：将来にわたり安全安心な水道水源確保のため、地下水と表流水のバランスを確保することについては理解できるので、栃木県が定める「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討(案)」については、意見はありません。
下野市長：将来にわたり安全安心な水道水供給確保のため、地下水と表流水のバランスを確保することを理解し、検討(案)に対し特に意見はない。
壬生町長：当町における水道水源は、全て地下水に依存しており、将来、地下水の汚染や枯渇が危惧されることから、水道水源を地下水のみに依存し続けることは危機管理面で懸念があります。今回の検討(案)は地下水から表流水への一部転換を促進し、将来にわたり安全な水道水の安定的供給を確保するという案であり、特に異存はございません。
野木町長：県にて作成しました検討(案)につきまして、野木町といたしまして異議はございません。
岩舟町長：当町は、水資源に恵まれない地形にて、地下水源の全てを大平町伯仲(現・栃木市)と小山市押切から地下水井(5ヶ所)として依存している状況のなかで、水源地の水質悪化が進

み表流水による水道水の安定供給を強く感じているもので、栃木県の作成した地下水からの表流水への検討案に賛同いたします。

小山市長：小山市は対象区域外であり、意見を述べる立場にありません。

「パブコメの主な意見に対する県の考え方」に見る論法はすり替え論法で噛み合っていない

論点1. 地下水の汚染リスクについて

水質汚染のリスクは地下水より表流水の方がはるかに大きく、県南地域の地下水源は深井戸であり汚染の心配はない。地下水を汚染させないように守って行くことが行政の最大の施策である・・・との主張に対し県は、地下水は汚染されると長期間にわたり収束しないので、将来にわたり安全な水道水を安定的に供給するためには地下水と表流水のバランスを確保することが重要である、と逃げている。

論点2. 地盤沈下について

県南地域の地盤沈下は十分に沈静化しており、年間2cmの沈下面積は近年ゼロである。また地下水揚水量の8割は農業用水であり、水道用水は2割弱に過ぎないため、水道用地下水の削減を考えるのは筋違いである・・・との主張に対し県は、地盤沈下は依然として継続している。今回の検討(案)は地盤沈下防止の直接的な対策を目的としたものではなく、水質汚染や地盤沈下、濁水など水道水源を取り巻く状況を踏まえ、将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保する転換促進である、とすり替える。

論点3. 表流水と地下水のバランス確保のための目標設定について

地下水依存率が高いことは何も問題でなく、依存度を隣接地域や他県に合わせて切り下げる必要はまったくない。仮に基本目標を40%とするなら必要となるその水源や追加投資額を明らかにすべきである・・・との主張に対し県は、水資源開発には長期間を要することから段階的な整備が必要であり、現時点では将来の地下水の状態を把握することが困難なので、県南地域と同様な環境にある隣接県の現状や取組状況を参考に政策的に定めることとした、とすり替え、真っ正面から反論していない。

論点4. 思川開発事業に関連する事項について

県南地区からの要請も広域的水道整備計画もない状態での南摩ダム計画はムダな公共事業であり、巨額の県税を使うのは許されない。撤退すべきである・・・との主張に対し県は、思川開発事業には県南関係市町における水道水源の確保を図るために参画している。水道の広域化事業については事業計画を策定し国の認可を得て実施することになる。思川開発事業については現在国及び水資源機構において予断なく検証作業を進めている、とし、全く噛み合っていない。

要するに、検討案の中身はいつでもよく、検討(案)を実行するかしないかもいつでもよく、単に「検討(案)を作り、一般県民からの意見を聞き、関係市町長の意見も聞いた」という形式が整っているかどうか、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における評価の対象であった、というのでしょうか。

《具体的な水道水の供給計画でなくても、水道事業認可そのものでなくても、ダムの水が必要かどうか、水をどう使うかが分かる資料の提出ができれば良い》等と、国からの示唆があったと考えられます。

県の思惑は

1. 県南地域2市4町の水道の地下水依存率を下げる計画案をつくり
2. パブコメを実施し 関係市長の意見を聞く
3. パブコメと関係市長からの意見聴取の結果をまとめて公共事業評価委員会の意見を聞く
4. 県庁内部で地下水に代わる水源を思川開発に求めるか否かを検討して、利水計画をまとめる
5. その利用計画を国に提出する(ここまですべてを今年度中におこなう?)

「検討の場で求められたのは水道事業認可そのものではなく、それに相当するものであるから、この計画を国に提出する」ということのようにです。3. まで進んできました。検討の場でのブレーキがこれで解除されるのかと思うと腹立たしい限りです。

ダムの影

湯西川地区の行方

日光市西川に誕生した湯西川ダムの人造湖。このもくろみで昨年7月、水しぶきを上げながらバスがスイと「泳いで」いた。来年度から本格運用を予定する水陸両用バスの試乗会だ。「これは観光の起爆剤になる。日光市の斎藤文夫市長が目を見守った。ダム建設に伴い、県道が水没した。代わって建設された県道には10カ所、計4634坪のトンネルがある。ダム周辺は自然林が多く、隠れた紅葉の名所も紅葉が美しい場所」が見えない。ならば

「地元とダムを管理する国、活用を希望する組織や団体などが集まる。地元自治会などと協議を進めた。4ダムごとに湖利用の協議会を設立することなどを柱に、協議は昨年3月、最終局面を迎えた。ところが、土壇場になって住民側から「ダムを活用するなどの整備をすべきた。しないなら協議会には入らない」などの声が噴出し、事実上、流会。「ビジョン」は幻影となった。湯沢光

運行ルートも未定

水陸両用バス前途多難



昨年、乗客10万人を迎えた水陸両用バス。13年度からは湯西川ダムでの運行が予定されている

当する同NPOは「地元ある。運行ルートが確定しないとなが、定していないのだ。元は紅葉の見ごろに湖上から観賞できるし暗に支援を求めている。だが、湯西川ダムの場合、根本的な問題が、湯西川温泉旅館組合長が「ぜひお願いしたい」と話す。ところが、そのルートと湖の間には12度の傾斜の坂があり、試験走行ではエンジンが焼き切れた。国は別のルートを描いており、坂の改修予定もないとい

ダムの影

湯西川地区の行方

没した地区の住民だった山越一治市議は「国が予算を付けなかったから。絵に描いた餅だ」と振り返る。

「選択肢が増えたのは楽しみが……」。アウトドアスポーツを企画・主催するネイチャープランネット」代表の坂内剛至さん(38)は、昨年10月の湯西川ダム完成を受け、早速、湯西川温泉を取り巻く標高1000m前後の山のトレッキング企画を売り出した。だが、課題の多さも感じている。近くの川治温泉周辺でのカヌーやトレッキング体験などで実績を積み重ねた。ダム湖利用で一番重要なことは、川治のダム湖で水

「国がもっと前に」

水源地の活性化ビジョン



湯西川ダムの完成式に駆け付けた移転住民ら。ダム完成が地域振興のスタートとなる一日光市で12年10月6日

明・副市長は「地元の声を集約したのか」と疑問を呈す。

湯西川ダム完成を機に、国は改めてビジョン策定を目指し新規まき直しに乗り出す。だが、国にも市にも、積極的に責任を取ろうとする姿勢は見られない。

一方、地元に対して「地元が望み、市が要と認めれば」応じるという「あれもこれも」でなく、あれこれに「してほしい」と急を訴える。

昨年10月8日、湯西川ダムの完工式。祝賀会の席で、旧栗山村の山越第一市議は「新しいよなあ。下流の自治体からは誰も出席しなかったんだから」漏らした。「ダムが完成するまでは、地元はちやほやされるが、いざなれば終わりの」と、元関係者も多い中、準備された膨大な施設をどう活用するか。最終は地元の工夫と手廻り盛り返していかねばならない。

【浅見茂晴】おわ

お知らせ

ヤマナシの木の下でお花見をしませんか

南摩ダム建設予定地で4月27日自然観察会

春にはヤマナシの白い花がたくさん咲いているだろうか、
秋にはヤマナシの実りはどんなだろう、とハラハラ・ワクワクしながら観察会を計画しています。

南摩の自然観察会も今回で14回目を迎えますが、

昨秋は樹勢があまりよくありませんでした。

今春のヤマナシはどんな姿をみせてくれるでしょうか。

実生から育てて3年目の若木を3本植樹しましたが、雪の重みで倒れていないでしょうか。

恒例の豚汁のサービスも予定しています。

どうぞお出かけ下さい。

日 時：4月27日（土）9時～13時（小雨決行）

集 合：9時に鹿沼市上南摩室瀬バス停付近

持ち物：昼食、飲み物、双眼鏡、ルーペ、長靴、ネット等適宜

参加費：200円

共 催：ムダなダムをストップさせる栃木の会・思川開発事業を考える流域の会

日本野鳥の会栃木県支部・水環境条例制定ネットワーク

連絡先：各会事務局又は塚崎(0288-26-3324)・葛谷(028-634-9070)

ハッ場あしたの会主催のイベント情報

・5月11日(土)《ネイチャーガイドと歩く吾妻渓谷ウォーキング》

集合 12時30分に川原湯温泉駅。参加費 1000円(予定)

・5月12日(日)《新緑の現地見学会》

集合 12時30分に川原湯温泉駅。参加費 2500円(バス代込み)

吾妻渓谷、水没予定地、ダム関連工事や遺跡の現場などをマイクロバスで見学。ネイチャーガイド同伴。

・参加申込みは4月末までに群馬事務局へ(027-253-6706、090-4612-7073)

・JR吾妻線特急・草津1号上野駅10:00発、川原湯温泉駅12:23着が便利。昼食は事前に済ませてください。参加費は当日集金。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

年会費納入のお願い

2012年度(2012年4月1日～2013年3月31日)の年会費が未納の会員には、この事務局だよりに振込用紙を同封させて頂きました。訴訟維持のために年会費を納入して下さいようお願い致します。

なお、カンパも歓迎します。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609